|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準 | **「給湯設備」管理標準（例）** | 整理番号：K－1 |
| 改訂： | 頁：1/1 |
| １．目的このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。２．適用範囲 当事務所等に設置された給湯設備に適用する。 |
| 項目 | 内　　　　容 | 判断基準番号 | 管理基準 | 参照マニュアル |
| 運転管理 | **・総合効率の向上管理**1.季節および作業内容に応じ供給箇所を限定し、給湯温度、圧力、その他効率改善に必要な事項を設定(1)給湯温度：なるべく低くすること、ただし殺菌効果を配慮し60～65℃が望ましい(2)季節、曜日等により運転時間、給湯箇所を限定(3)供給負荷の少ない夜間等は循環ポンプを停止中間期又は夏には手洗いの給湯を停止2.熱源機とポンプ等の補機を含めた総合効率を向上させる手段として、貯湯槽内の給湯を有効に使い切るために、熱源設備の運転停止時間を早める3.熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ稼働台数を調整 | (2)①ヵ(2)①ｷ(2)①ｸ | ・・給湯温度：65±5℃・季節別、曜日別：給湯箇所、運転時間の設定・夜間：〇～〇時循環ポンプ停止・5月～11月：手洗い給湯停止・稼働機器の選択基準の設定 | 運転管理マニュアル |
| 計測記録 | **・効率の監視、改善に必要なデータの把握**1.給湯条件(1)給水量、給湯温度(2)給湯時間の記録2.電圧、電流の計測記録（電圧は配電元で良い） | (2)②ｲ | ・項目、頻度 | 記録簿 |
| 保守点検 | **・効率の維持向上対応**1.給湯設備の保守点検(1)熱交換器等に付着したスケールの除去(2)配管からの洩れ、断熱材等の破損の有無を点検 | (2)③ｳ | ・○回／月 | 保守点検マニュアル記録簿 |
| 新設措置 |  1.新設の場合、その時点での技術と投資効果内容により判断2.特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮  | (2)④ｱ(2)④ｲ |  |  |
| 改訂履歴 | 改訂年月日 | 改訂内容 | 作成 | 承認 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 承認 |  | 照査 |  | 作成 |  | 実施年月日 |  |
| 制定年月日 |  |